

川越市中心市街地活性化基本計画

平成27年 4月

埼玉県川越市

(平成27年 3月27日認定)

(平成28年 3月15日変更)

(平成29年 3月24日変更)

(平成30年 3月23日変更)

(平成30年11月29日変更)

(平成31年 3月26日変更)

(令和 2年 3月31日変更)

中心市街地の活性化を目指して



川越市は、江戸文化の歴史を今に残す城下町として「小江戸」と呼ばれ、埼玉県南西部地域の経済・文化の中心都市として発展してまいりました。

特に、本市の中心市街地は、第三次川越市総合計画において「都心核」に位置付けられるなど「川越の顔」といえる重要な地域であります。

平成21年6月に内閣総理大臣から認定を受けた前中心市街地活性化基本計画では、これまでに観光拠点となる施設整備やイベント実施等による観光誘客により、回遊性の向上、にぎわいの創出に一定の成果を得ました。

しかしながら、近年において観光客は増加傾向にあります。観光資源の集まる北部地域と商業機能の集積している南部地域の間に位置し、両地域をつなぐ結節地域では人の流れがあまりない状況にあります。また、この地域は空き店舗が散見されるなどの課題も残されています。

全国的に見ても、中心市街地の衰退は懸念される状況にあります。国においては少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため平成26年に「中心市街地の活性化に関する法律」を改正しました。中心市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえつつ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることを基本とし、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うこととしております。

本市では、法改正の趣旨を踏まえ、民間投資の喚起に繋がる歴史的建造物の保存・活用に係る事業を推進するとともに、前計画に引き続き、中心市街地の道路等の都市基盤、市民の生活や活動の拠点となる都市福利施設、商業環境の整備、新たな観光資源の整備等を一体的に推進し、川越の魅力を活かした交流とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣から認定されました。

今後は本計画に基づき、市民・事業者・民間団体・行政がこれまで以上に連携して施設の整備活用、イベントの開催等を実施していくことで、川越市の中心市街地ならではのまちなみづくりやにぎわいの創出に向け努力してまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年4月

川越市長 川合善明

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 基本計画の名称 | 1 |
| 作成主体 | 1 |
| 計画期間 | 1 |
| 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 | 1 |
| [1] 川越市のあゆみ | 1 |
| (1) 川越市の概要 | 1 |
| (2) 川越の歴史 | 1 |
| (3) まちづくりの変遷 | 3 |
| [2] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取組 | 5 |
| (1) 前計画の概要 | 5 |
| (2) 前計画の数値目標の達成状況 | 6 |
| (3) 前計画の効果と課題 | 10 |
| (4) 新計画の必要性 | 10 |
| [3] 中心市街地の現状分析 | 12 |
| (1) 中心市街地の変遷 | 12 |
| (2) 中心市街地の既存ストック状況の分析と有効活用方法の検討 | 12 |
| (3) 中心市街地の現状に関する統計的データの把握・分析 | 13 |
| [4] 市民ニーズ等の把握・分析 | 33 |
| (1) 市民意識調査結果 | 33 |
| [5] 中心市街地の課題の整理 | 38 |
| (1) 既存ストックを活用した魅力の創出 | 38 |
| (2) 多様な情報を一体的に発信する体制の構築 | 38 |
| (3) 商店街の活性化 | 39 |
| (4) 歩行者空間の整備 | 39 |
| (5) 公共交通の利便性の向上 | 39 |
| [6] 中心市街地活性化の方針等の設定 | 41 |
| (1) 中心市街地活性化の必要性 | 41 |
| (2) 上位計画等 | 41 |
| (3) 活性化により目指す中心市街地の姿（基本的方針） | 43 |
| 2. 中心市街地の位置及び区域 | 46 |
| [1] 位置 | 46 |
| [2] 区域 | 47 |
| [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 | 48 |
| 3. 中心市街地の活性化の目標 | 52 |
| [1] 中心市街地活性化の目標及び目標指標 | 52 |
| [2] 数値目標 | 54 |

| | |
|--|-----|
| (1) 「歩行者・自転車通行量」の数値目標 | 54 |
| (2) 「観光客の立ち寄り観光地点数」の数値目標 | 59 |
| (3) 「空き店舗数」の数値目標 | 62 |
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | 65 |
| 〔1〕市街地の整備改善の必要性 | 65 |
| 〔2〕具体的事業の内容 | 66 |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 | 82 |
| 〔1〕都市福利施設の整備の必要性 | 82 |
| 〔2〕具体的事業の内容 | 82 |
| 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 | 86 |
| 〔1〕街なか居住の推進の必要性 | 86 |
| 〔2〕具体的事業の内容 | 86 |
| 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 | 89 |
| 〔1〕経済活力の向上のための事業及び措置の必要性 | 89 |
| 〔2〕具体的事業等の内容 | 90 |
| 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 | 113 |
| 〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 | 113 |
| 〔2〕具体的事業の内容 | 113 |
| ◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 | 116 |
| 9. 4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 | 117 |
| 〔1〕川越市の推進体制の整備等 | 117 |
| 〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項 | 119 |
| 〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等 | 123 |
| 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 | 126 |
| 〔1〕都市機能の集積の促進の考え方 | 126 |
| 〔2〕都市計画手法の活用 | 126 |
| 〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 | 126 |
| 〔4〕都市機能の集積のための事業等 | 130 |
| 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 | 133 |
| 〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 | 133 |
| 〔2〕都市計画との調和等 | 134 |
| 〔3〕その他の事項 | 135 |
| 12. 認定基準に適合していることの説明 | 138 |